

広島県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁
地 方 機 関
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等決裁規程（昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（教育次長の専決事項） 第六条（略） 一一八（略） 九 予定価格七千万円未満の物品の取得及び処分 九の二 予定価格二千万円以上の物品及び占有財産の管理及び出納通知 一一二（略） 2（略） （部長、課長等の専決事項） 第六条の二（略） 2（略） 3 人事管理監、職員管理監、社会教育監、教育指導監、校務指導監、課長代理、副センター長、課長補佐、主幹及び主査（係を置かない所属に置かれるもの及び福山市の教職員の人事管理等を担当するものに限る。）は、課長及びセンター長の専決事項のうち、課長及びセンター長が主務部長の承認を得て指定するものについて専決することができる。 4・5（略） （代理決裁権者及び代理決裁の順位） 第七条（略） 2 人事管理監、職員管理監、社会教育監、教育指導監、校務指導監及び主査（福山市の教職員の人事管理等を担当するものに限る。）を置く課にあつては、前項の規定にかかわらず、課長は、主務部長の承認を得て、その課における代理決裁について特別な定めをすることができ。</p>	<p>（教育次長の専決事項） 第六条（略） 一一八（略） 九一十一（略） 2（略） （部長、課長等の専決事項） 第六条の二（略） 2（略） 3 人事管理監、職員管理監、社会教育監、教育指導監、校務指導監、課長代理、副センター長、課長補佐、主幹及び主査（係を置かない所属に限る。）は、課長及びセンター長の専決事項のうち、課長及びセンター長が主務部長の承認を得て指定するものについて専決することができる。 4・5（略） （代理決裁権者及び代理決裁の順位） 第七条（略） 2 人事管理監、職員管理監、社会教育監、教育指導監、校務指導監及び主幹（福山市の教職員の人事管理等を担当するものに限る。）を置く課にあつては、前項の規定にかかわらず、課長は、主務部長の承認を得て、その課における代理決裁について特別な定めをすることができ。</p>

附則

- 1-3 (略)
- 4 当分の間、職の設置規則附則第三項に掲げる不登校支援センター長及び人材育成推進監並びに第四項に掲げる県立学校改革推進監、教育支援推進監及び情報化推進監の職にある者は、別表第一課長及びセンター長専決事項の欄に掲げる事項のうち、課長が主務部長の承認を得て指定するものについて専決することができる。
- 5-12 (略)

別表第一 (第六条の二関係)

部長専決事項 一一八 (略)	課長及びセンター長専決事項 一一一 (略) 一二 予定価格 二十万円未満 の物品の取得 及び処分 一二の二 予定 価格二十万円 未満の物品及 び占有動産の 管理及び出納 通知 十三 三十三 (略) 三十四 第十一 号、第十二号、 第十二号の二 及び第二十号 に掲げる事項 のほか、歳出 予算の執行 三十五 三十七 (略)	係長専決事項 一二二 (略) 三 一件五十万 円未満の収支 の原因となる 行為に関する こと(教育長 が別に定める 係長が行うも のに限る。) 四 (略) 五 一件五十万 円未満の支出 に関する検査 職員の指定(教 育長が別に 定める係長が 行うものに限 る。) 六 (略) 七 歳入歳出外 現金(所得税 及び住民税に 係るものを除 く。)及び有価 証券の出納 通知 八 予定価格五 十万円未満の 物品の取得及 び処分 九 予定価格五 十万円未満の 物品及び占有 動産の管理及 び出納通知 十一 四 (略)
-------------------	--	---

別表第二 (第六条の二関係)

附則

- 1-3 (略)
- 4 当分の間、職の設置規則附則第三項に掲げる個別最適な学び推進監及び人材育成推進監並びに第四項に掲げる県立学校改革推進監、教育支援推進監及び情報化推進監の職にある者は、別表第一課長及びセンター長専決事項の欄に掲げる事項のうち、課長が主務部長の承認を得て指定するものについて専決することができる。
- 5-12 (略)

別表第一 (第六条の二関係)

部長専決事項 一一八 (略) 十九 第八号に 掲げる事項の ほか、歳出予 算の執行 二十 (略)	課長及びセンター長専決事項 一一一 (略) 十二 三十二 (略) 三十三 第十一 号に掲げる事 項のほか、一 件一百万円 未満の予算の 執行 三十四 三十六 (略)	係長専決事項 一二二 (略) 三 (略) 四 (略) 五 歳入歳出外 現金(所得税 及び住民税に 係るものを除 く。)有価 証券及び物品 の出納通知 六 一件五十万 円未満の物品 の要求 七 十一 (略)
--	---	--

別表第二 (第六条の二関係)

(略)	部 管理		(略)
	(略)	課 総務	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	十一 十八 (略)	課長専決事項

(略)	部 管理		(略)
	(略)	課 総務	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	十一 十二 物品の管理 十三 十九 (略)	課長専決事項

附 則

この教育委員会教育長訓令は、令和三年四月一日から施行する。